

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を高めるためには、株主の権利・利益の保護、株主以外のステークホルダーとの円滑な関係の構築、経営の透明性の確保及び有効な経営監視体制の構築が不可欠であると認識し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、当社ウェブサイト掲載の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照ください。(<http://www.parco.co.jp/about/governance/>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、コーポレートガバナンス・コードの各原則の本質的な理解と対応が必要であると考え、全ての各原則を実施する方向で体制の強化や変更、考え方の明文化を進めております。

なお、本欄で開示が義務付けられているものは、現時点で実施していない原則に限られておりますが、当社は次の3点に該当する原則について、開示を行います。

1. 現時点で実施しているが、その取り組みを開始して間もない原則
2. 従前から方針や考え方は存在していたが、明文化や公表をしていなかった原則
3. 従前から実施していたが、さらにその内容を充実させる必要があると考える原則

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

■ 株式の保有方針

当社は、政策保有株式を原則として保有いたしません。ただし、営業上の取引関係の維持・強化、業務提携関係の維持・発展を通じた、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合には保有し、個別の政策保有株式について取締役会にて、保有の意義や経済合理性等を検証いたします。

■ 議決権行使基準

当社及び投資先企業の企業価値向上に寄与するか否かを総合的に判断し、適切に議決権を行使いたします。

■ 政策保有株主から売却の意向を示された場合の対応方針

当社の株式を政策保有株式として保有する会社から売却の意向が示された場合、取引の縮減を示唆するなどの売却を妨げる事は行っており、適切に対応を行っております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、パルコ企業年金基金を通じて企業年金の積立金の運用を行っております。企業年金の積立金の運用に係る人材については、母体企業の財政状況に影響することから、母体企業の財務担当部門より運用担当理事を登用することとしております。また、運用に係る役職員においては、実務や研修等を通じて資質向上に努めており、法令や制度運営に関する情報収集を継続的に行っております。企業年金の積立金の運用は、専門性が必要となることから、すべてを委託運用としております。投資先企業の選定や議決権行使の判断は運用受託機関に委ねられているため、運用受託機関へのモニタリングを適切に行うことにより、従業員利益の最大化に努めております。

なお、2018年5月30日時点の開示において未実施として開示していた下記原則について、2018年7月2日時点で下記の通り実施となっております。

【補充原則4 - 2 - 1 経営陣の報酬に関するインセンティブ付け】

当社は指名委員会設置会社として報酬委員会にて報酬基準を定め、取締役及び執行役各人の役割、職責、職務執行の結果としての評価に基づき、公平、公正に個人別の報酬内容を決定いたします。「コーポレートガバナンスに関する基本方針」にて開示の報酬基準に記載の通り、取締役報酬は基本年俸、委員会議長年俸及び委員会委員年俸で構成され、執行役報酬は基本年俸、成果年俸及び信託を用いた株式報酬で構成されます。執行役の成果年俸は会社業績に連動し、個人業績に基づき決定しております。また株式報酬は、当社の株式価値と報酬の連動性を強め株主の皆様と利害共有を図ること及び企業価値の増大に資する報酬であることを目的に導入しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、当社及び子会社を含むすべての役員に対し、関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施し、当社と当社役員及び主要株主等との取引状況を取締役会にて報告し、関連当事者間の取引の適正性について管理する体制を構築いたしております。当社と取締役・執行役との間の利益相反取引については、法令・取締役会規則に基づき、取締役会の承認を得るものとします。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

■ 情報開示の考え方

当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本として迅速な当社情報の開示に努めます。適時・適切な情報開示により、経営の透明性を高めるとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築と、当社への一層の理解促進に取り組めます。

また、株主・投資家をはじめとするステークホルダーへの適切な情報開示のため、経営理念や中期経営計画、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」、役員に関する報酬や選解任、指名等についての情報を開示いたします。

開示に際しては、株主・投資家などの利用者にとって利便性の高い情報開示を心がけ、また、当社ウェブサイト上に開示するものに関しては、必要に応じて英語での開示も行います。

(i) 経営理念、中期経営計画

・経営理念 <http://www.parco.co.jp/about/vision/>

・中期経営計画 <http://www.parco.co.jp/ir/plan/>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本方針

<http://www.parco.co.jp/about/governance/>

(iii) 役員報酬の決定方針・手続

当社は、指名委員会等設置会社として報酬委員会にて報酬基準を定め、取締役及び執行役各人の役割、職責、職務執行結果としての評価に基づき、公平、公正に個人別の報酬内容を決定いたします。また、報酬基準について、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」にて開示いたします。

(iv) 役員選・解任の方針および手続

取締役の選任・解任については指名委員会にて株主総会に提出する議案の内容を決定し、株主総会において決議します。執行役・代表執行役の推薦・解任については指名委員会から取締役会に提案し、取締役会が決議します。なお、当社の取締役・執行役の選任の方針については、コーポレートガバナンスに関する基本方針「別紙3 役員選任基準」をご覧ください。

(v) 取締役の選任理由

取締役の個々の選任・指名理由について、株主総会招集通知に記載いたしております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、指名委員会等設置会社形態を採用しており、取締役会は、法令・定款に定められた事項を除き、原則として執行役に権限委任を行い、取締役会はその執行状況の監督を行っております。一方、取締役会が必要と認める事項については、取締役会の決議事項といたします。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、経営に対する客観性を担保すべく取締役6名のうち、半数となる3名を独立社外取締役としております。多様な見識や経験を有する独立社外取締役の視点を当社取締役会に取り入れることにより、経営の透明性と業務執行の監督の実効性をより一層向上させることを目的としております。独立社外取締役は東京証券取引所が定める独立性判断基準及び当社が定める独立性判断基準を満たし、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各議長または委員に就任いたしております。

さらに、各委員会は、指名委員による代表執行役社長の評価の審議など、必要に応じて社外取締役のみでの会合を開催いたします。筆頭独立社外取締役は設置しませんが、監査委員長が経営会議にもオブザーバーとして出席するなど、経営陣と連携を行っております。また、各委員会の議長が経営陣と連携を図ります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所及び日本取締役協会の定める独立性判断基準を基に、当社の独立社外取締役の独立性判断基準を策定し、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」にて開示いたしております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、指名委員会にて定めている役員選任基準に基づき、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、6名のうち3名を独立社外取締役としており、うち1名に女性取締役を選任し、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持します。

【補充原則4-11-2 取締役の他社兼任状況】

各取締役は取締役職務規程に基づき職務にあたり、他社兼任については職務の遂行に支障がない範囲とします。取締役の主な兼任状況については、株主総会招集通知にて開示いたします。

(株主総会招集通知 http://www.parco.co.jp/ir/shareholders_meeting/)

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性向上のため、2019年1月～2月に、全取締役を対象とした取締役会の実効性評価を実施いたしました。(今回で4度目)評価プロセス、評価ポイント、結果及び導かれた改善点について、下記に開示いたします。

(i) 評価プロセス

委員会事務局及び取締役会事務局(コーポレート部門 経営企画担当)にて、全取締役を対象に、取締役会の実効性評価についてのアンケート調査とヒアリングを個別に実施いたしました。

(ii) 評価ポイント

現状の取締役会の構成、議論状況、議題、運営・サポート体制等に関する評価、及び今後の取締役会の実効性を高めるための意見集約を行いました。

(iii) 実効性評価の結果

2018年度に本質的議論の確保・議案選定、情報提供・回答体制充実、執行サイドとのコミュニケーション強化等の対応策を実施した結果、2018年度は全体的に高い評価水準にあり、指名委員会等設置会社として取締役会の有効性は確保されている。

特に高い評価が得られた項目としては、「取締役会の議案選定、本質的議論体制」「取締役会の構成」「取締役会の時間設定、年間開催数」となりました。

() 更なる実効性向上に向けた今後の改善点

1. 取締役の社内理解の更なる促進、執行サイドとの双方向コミュニケーション機会の確保
2. 経営戦略、財務政策等重要度の高い戦略的テーマにおける本質的議論の充実
3. 上記議論に向けた、執行の企画提案力向上、資料のポイント明確化

評価結果については取締役会にて共有し、実質的な議論を行いました。また、取締役会の実効性評価については、評価、分析、議論、改善を継続して繰り返すことで、取締役会が変化し、実効性の向上に繋がると考え、毎年実施いたします。

【補充原則4-14-2 役員のトレーニング方針】

社内取締役を含む新任の執行役については、取締役・執行役の役割や義務、責任、会社との契約形態及び関連規程等の説明を就任時に実施いたします。就任後には、コンプライアンス研修会等を開催いたしております。

また、新任の社外取締役については、会社概要、経営理念、経営状況、コーポレートガバナンスに関する事項及び関連規程等の説明を、就任時に実施いたします。さらに就任後は、当社への理解を深めることを目的に、当社の事業活動、小売業界の動向、当社の経営環境等について、継続

的な説明や店舗の視察等を実施いたしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話は、IR担当部門執行役が担っております。株主・投資家のみなさまからの建設的な対話の申し入れには、趣旨や目的を思議し、代表執行役社長、各事業部門の担当執行役、または社外取締役が対応いたします。IR担当部門は社内の関係部門と綿密な連携を取り、株主との対話に臨みます。

当社は、株主を含む投資家との円滑な関係を構築し、相互理解の促進に向けた対話を積極的に行い、中長期的な企業価値向上に資するIR活動を推進します。また、年2回の定期的な調査により、株主構成の把握に努めております。なお、社外取締役による面談の対応については、必要に応じて実施いたします。

当社は、機関投資家・アナリストに対し、年2回の決算説明会を開催するほか、事業の進捗に応じて個別に説明会を開催しております。決算説明会での資料説明、動画などは当社ウェブサイト上に英語版もあわせて開示しております。個人投資家に対しては、迅速性、利便性を重視した情報提供を行っております。

また、建設的な対話のツールのひとつとして、2015年度に統合報告書型アニュアルレポートを作成いたしました。

当社は、投資家との対話により得られたご意見・質問は経営陣幹部へ適宜報告しております。決算説明会の結果については総括し、取締役会に報告しております。

当社は、当社及び子会社に関する内部情報等の管理並びに当社役員による当社及び公開子会社の株式等の売買等に関する規程（「パルコグループ内部者取引管理規程」「内部者取引防止規程」）を定め、役職員による内部者取引の防止に努めております。インサイダー情報の管理は、「情報開示の基本方針」「情報開示の基準」「情報開示の方法」「情報の充実」「沈黙期間」及び「将来予想について」からなるディスクロージャーポリシーを2015年度に改訂し、当社ウェブサイト上に開示し、透明性、公平性、継続性を基本とした対応に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
J. フロントリテイリング株式会社	65,922,614	64.98
イオン株式会社	8,272,900	8.15
株式会社クレディセゾン	7,771,500	7.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,571,500	3.52
株式会社三菱UFJ銀行	930,155	0.92
Barclays Bank PLC A/C Client Segregated A/C PB Cayman Clients	906,100	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	758,600	0.75
UBS AG London Asia Equities	631,900	0.62
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	614,400	0.61
J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A. 1300000	589,739	0.58

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	J. フロントリテイリング株式会社（上場:東京、名古屋）（コード）3086

補足説明

2019年2月末日現在

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、透明性の高いコーポレートガバナンス体制の構築を目的として組織形態を指名委員会等設置会社とし、経営に対する客観性を担保すべく取締役会構成員の半数以上を独立役員(社外取締役)としております。以上により、当社の経営は一定の自主性を確保しており、支配株主との取引等においても公正かつ適正な手続きを経て決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

J. フロントリテイリング株式会社は当社議決権の過半数を保有する親会社であります。当社はJ. フロントリテイリンググループの一員として、グループビジョンの実現に向けた事業経営を推進する事で企業価値の向上を図る一方、当社グループ独自のバルコブランドビジネスを有しており、かつ当社独自のコーポレートガバナンス体制を確立し、経営の自主性および透明性を確保しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 廣司	公認会計士											
中村 紀子	他の会社の出身者											
関 忠行	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

高橋 廣司	○	○	○	○	——	同氏は公認会計士(元新日本有限責任監査法人シニアパートナー)であり、株式会社プロネットの代表取締役社長であります。 同氏を社外取締役とした理由は、その経歴を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識、経験、見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。 < 独立役員に指定した理由 > 当社は指名委員会等設置会社として経営における監査機能と執行機能の分離を明確化し、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。同氏は経営を監督する立場にあり、独立性を十分有していることから独立役員として指定いたしました。
中村 紀子	○	○	○	○	——	同氏は株式会社ボビンスホールディングス代表取締役会長及び株式会社日本経済新聞社経営アドバイザー・ボードメンバーであります。 同氏を社外取締役とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識、経験及びグローバルな視点での見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。 < 独立役員に指定した理由 > 当社は指名委員会等設置会社として経営における監査機能と執行機能の分離を明確化し、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。同氏は経営を監督する立場にあり、独立性を十分有していることから独立役員として指定いたしました。
関 忠行	○	○	○	○	——	同氏は長年にわたり伊藤忠商事株式会社の経営に携わっておりました。同氏を社外取締役とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識、経験及びグローバルな視点での見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためであります。 < 独立役員に指定した理由 > 当社は指名委員会等設置会社として経営における監査機能と執行機能の分離を明確化し、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。同氏は経営を監督する立場にあり、独立性を十分有していることから独立役員として指定いたしました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性	更新
------------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	1	3	社外取締役
報酬委員会	4	0	1	3	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	17名
--------	-----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
牧山 浩三	あり	あり	○	○	なし
平野 秀一	なし	あり	×	×	なし
阿部 正明	なし	なし	×	×	なし

泉水 隆	なし	なし	×	×	なし
山木 知行	なし	なし	×	×	なし
今枝 立視	なし	なし	×	×	なし
平井 裕二	なし	なし	×	×	なし
浜田 和子	なし	なし	×	×	なし
佐藤 繁義	なし	なし	×	×	なし
野口 秀樹	なし	なし	×	×	なし
井上 肇	なし	なし	×	×	なし
溝口 岳	なし	なし	×	×	なし
富永 正生	なし	なし	×	×	なし
柏本 高志	なし	なし	×	×	なし
林 直孝	なし	なし	×	×	なし
宇都宮 誠樹	なし	なし	×	×	なし
川瀬 賢二	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会及び指名・報酬委員会の職務を補助する合同組織として委員会事務局を設け、スタッフ2名を置いています。当該事務局スタッフの人事異動は執行役からの独立性を確保するため、監査委員会を含む三委員会議長の事前了承事項としております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

< 監査委員会と会計監査人の連携状況 >

監査委員会は、会計監査人から監査体制及び監査計画の説明を受け、監査の実施状況、監査結果につき、説明・報告を受けるとともに意見交換を実施しております。

< 監査委員会と内部監査部門の連携状況 >

内部監査部門であるグループ監査室は、年度監査方針・計画の策定に当たっては、監査委員会に事前に報告を行うとともに、監査の結果を定期的に代表執行役社長及び監査委員会に対して報告しています。さらに監査委員会は、必要に応じグループ監査室に追加監査の実施を求めることができるものとしています。

なお、監査委員会事務局スタッフが、グループ監査室の毎週実施される定例会議に出席し、当社及びグループ会社の監査情報の共有化を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格要件を充たす社外取締役は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

執行役の成果年棒(確定報酬)は、前期の会社業績及び個人業績(目標達成評価)に基づき、支給額を決定いたします。執行役の長期インセンティブ報酬として、株式報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

< 取締役報酬の開示状況 >

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示いたしております。

< 執行役報酬の開示状況 >

全執行役の総額を開示いたしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

< 報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針 >

- イ. 当社報酬委員会は、社外取締役で構成し、客観性、透明性を確保するため、以下の方針に基づき運営をいたします。
- ・当社の株式価値と報酬の連動性を強め、株主との利害共有を図る観点から、企業価値の増大へ向けて、優秀かつ必要な取締役及び執行役を確保し、各々がその役割、職責を果たし、目的を達成するために必要となる報酬体系、報酬基準を設定いたします。
 - ・報酬体系、報酬基準に従い、取締役及び執行役各人の役割、職責、業務執行結果としての評価に基づき、公平、公正に個人別の報酬内容を決定いたします。
- ロ. 取締役報酬
- ・固定報酬としての年俸は、基本年俸、委員会議長年俸、委員会委員年俸等で構成されます。
 - ・基本年俸は、社内取締役(執行役兼務の有無)、社外取締役(常勤・非常勤)により、委員会議長年俸は、各委員会議長に対し、委員会委員年俸は、各委員会委員に対し、それぞれ支給額を決定いたします。
 - ・取締役が執行役を兼務する場合は、取締役報酬に加え、執行役報酬を支給いたします。
- ハ. 執行役報酬
- ・執行役報酬は、基本年俸、成果年俸、信託を用いた株式報酬で構成されます。
 - ・基本年俸は当期の役位、役割に、成果年俸は前期の会社業績及び個人業績(目標達成評価)に、株式報酬は当期の役位、役割に基づき、支給額を決定いたします。(なお、総報酬に占める株式報酬の割合は、標準的な業績を達成した場合には、役位に応じて概ね 20%～30%。)
 - ・新任者に対しては、役割、職責に応じ、基本年俸、成果年俸、株式報酬それぞれの支給額を決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会及び各種委員会の開催については、取締役会事務局(コーポレート部門 経営企画担当)又は委員会事務局の各スタッフが、その都度、事前に付議案件の説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の体制の概要 当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関の内容は以下の通りであります。なお、2019年5月25日開催の当社定時株主総会において、取締役の選任について承認を得た結果、取締役の員数は、6名(うち社外取締役は3名)となっております。

(1) 取締役会

取締役会は経営の基本方針に関する意思決定、取締役及び執行役の職務執行の監督を行います。取締役6名(男性5名・女性1名)で構成され、うち社外取締役は3名であります。取締役会は毎月1回定期開催するほか、必要に応じて機動的に臨時開催いたします。2018年度における実施状況は定期・臨時合わせ14回開催いたしました。

(2) 委員会

<1>指名委員会

取締役の選解任に関する株主総会に提出する議案内容の決定、取締役会に対する代表執行役・執行役候補者の推薦、解任提案をする権限を有します。取締役4名(男性3名・女性1名)で構成され、うち社外取締役は3名(すべて独立役員)であります。2018年度における実施状況につきましては、9回開催いたしました。

<2>監査委員会

取締役・執行役の職務執行の監査、会計監査人の選解任・不再任に関する株主総会に提出する議案内容の決定をする権限を有します。社外取締役3名(男性2名・女性1名、すべて独立役員)で構成しております。2018年度における実施状況につきましては、13回開催いたしました。

<3>報酬委員会

取締役・執行役の個人別報酬内容を決定する権限を有します。取締役4名(男性3名・女性1名)で構成され、うち社外取締役は3名(すべて独立役員)であります。2018年度における実施状況につきましては、5回開催いたしました。なお、各委員会の活動を補佐するため委員会事務局を設置し、専従スタッフを配置しております。

(3) 執行役・経営会議 執行役は取締役会の決定した基本方針に基づき具体的な業務執行を行います。執行役の員数は17名(男性16名・女性1名)であります。経営会議は、代表執行役社長が具体的な業務執行上の意思決定をするための審議機関であります。経営会議のメンバーは、代表執行役社長、専務執行役関連事業部門管掌、常務執行役コーポレート部門管掌、常務執行役PARCO店舗グループ管掌、財務部、経理部、事務統括部担当執行役、人事部、総務・法務部担当執行役、グループ監査室担当執行役および議案上程部門・関連部門の執行役で構成しており、経営会議のメンバーのうち1名は女性であります。

2. 内部監査及び会計監査の状況

(1) 内部監査の状況

内部監査部門として、専任の執行役のもとグループ監査室(11名)を設置し、監査計画に基づき当社及びグループ子会社の業務全般にわたる合法性、合理性及びリスク管理状況の監査を実施しております。さらに、グループ子会社の監査役と随時監査情報を交換し効率的な監査を実施しております。

(2) 会計監査の状況

会計監査につきましては、会計監査人より独立した立場からの意見表明を受けております。当社の会計監査人は有限責任あずさ監査法人であります。2018年度決算に関与した指定有限責任社員、業務執行社員である公認会計士は、来栖孝彰氏及び佐藤太基氏であり、来栖孝彰氏の継続監査年数は1年であり、佐藤太基氏の継続監査年数は2年であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、その他13名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営における監督機能と執行機能の分離を明確化し、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築するとともに、執行役へ大幅に権限を委譲し迅速な業務決定・執行体制を確立しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2006年度より、株主総会の3週間前発送としております。(2019年は、23日前となる5月2日に発送しております。) また、発送に先駆け、東京証券取引所のTDnet及び当社ウェブサイト、招集通知を4月19日に早期掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	基本的に、5月最終土曜日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2006年5月株主総会より導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2011年5月株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)を英文で提供しております。
その他	<1>2009年5月株主総会より、「招集通知(添付:事業報告)」と「PARCOレポート」に分冊化し ております。<2>「PARCOレポート」は、ビジュアル化し、見やすい内容にしております。<3> 「招集通知」(2015年より)、「PARCOレポート」は、当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
------	-------------------------------

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRに関する基本方針 I. 情報開示の基本方針 当社グループは、都市マーケットで活躍する企業集団を長期ビジョンに掲げ、「インキュベーション」「街づくり」「情報発信」の3つの社会的役割を通じて、新たな付加価値を創造し、都市生活者の方々へ心豊かな生活を提案しております。 当社は、株主・投資家をはじめとするステークホルダーのみなさまに対し、透明性、公平性、継続性を基本として迅速な当社情報の開示に努めます。適時・適切な情報開示により、経営の透明性を高めるとともに、ステークホルダーのみなさまとの信頼関係の構築と、当社への一層の理解促進に取り組めます。自らのディスクロージャーを常に適正な基準、方法および体制で実行するために、ここにディスクロージャーポリシーを定めます。 II. 情報開示の基準 当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則などを遵守した情報の開示を行います。また、適時開示規則にあたらぬ情報についても、投資判断に資する有益な情報と判断する内容に関しては、積極的に開示いたします。 III. 情報開示の方法 適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて公開しております。公開した情報は、原則として当社ウェブサイト上に速やかに掲載いたします。また、適時開示規則に該当しない情報についても、当社ウェブサイト公開いたします。 IV. 情報の開示とIR活動の充実 当社をよりご理解いただくために、当社ウェブサイト「企業情報」「IR情報」などのコンテンツを充実させるほか、さまざまな情報媒体を通じて有効な情報を開示いたします。RSS・SNSなどによる情報開示にも積極的に取り組んでおります。また、株主を含む投資家との信頼関係を構築し、理解促進に向けた対話を積極的にを行い、中長期的な企業価値の向上に資するIR活動を推進いたします。株主、投資家のみなさまからの建設的な対話の申し入れには、趣旨や目的を思議し、IR担当部門執行役を中心に、代表執行役社長、各事業部門の担当執行役、または社外取締役などが対応いたします。IR担当部門は社内の関係部門と綿密な連携を取り、対話方針の理解度向上に努め、対話に臨みます。 V. 沈黙期間 当社は、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するために、決算発表までの数週間を沈黙期間とさせていただきます。この期間につきましては決算に関連するコメント、ご質問などに関する回答は差し控させていただきます。ただし、沈黙期間中に発生した業績予想と既発表の業績予想との差異が適時開示規則に該当する変動幅となることが明らかになった場合には、適宜TDnet、ニュースリリースなどにより情報開示を行うこととしております。 ・公表前の情報の取り扱いと第三者への情報開示 公表前の重要情報や任意の開示情報が特定の投資家に限られて開示されることのないよう、当該情報に関わる社内関係者による情報管理を徹底します。また、当社は機関投資家、アナリストなどとの個別ミーティングなどですでに開示された事実、公然の事実、当社を取り巻く一般的なビジネス環境等の情報に限り言及いたします。 ・将来予想について 当社が開示している現在の計画、戦略、確信、業績予想並びに将来予測など(以下「業績予測等」といいます)は、発表時点で入手可能な情報に基づき当社が判断した見通しであり、潜在的なリスクや不確実性が含まれています。そのため、経済情勢・市況環境等の様々な要因の変化により、実際の事業内容や業績はこれら業績予測等とは大きく異なる結果となる可能性があることをご承知おきください。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社WebサイトでのIR情報量の拡充を継続的に行っております。また、IRメールの定期配信を行い、SNSを利用した情報発信も行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2018年度は、アナリスト・機関投資家向けに決算説明スモールミーティングを年2回(4月、10月)開催いたしました。いずれも代表執行役社長より、当社グループの決算概要、営業概況や考え方などを中心に説明し、動画配信しております。この他、常務執行役による国内機関投資家・アナリストとの個別ミーティングを実施いたしました。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内において海外機関投資家との個別ミーティングに対応しております。海外投資家に向け、情報の充実と即時性を目的として決算説明資料の決算発表同日開示及び英語版動画の翌日開示など、アプローチを強化しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のWebサイト(http://www.parco.co.jp)に「企業情報/IR情報」ページとして以下の情報を掲載しております。＜企業情報＞社長メッセージ、経営理念、社名の由来、コーポレートメッセージ、会社概要、店舗一覧、沿革、組織・役員、コーポレートガバナンス、グループ企業一覧＜IR情報＞IRニュース、決算ハイライト、月次取扱高情報、経営指標推移、中期経営計画、IRライブラリー、IRカレンダー、株式・債権情報、ESGへの取組み、個人投資家の皆さまへ、ディスクロージャーポリシー、事業等のリスク、IRメールニュース＜CSR＞社長メッセージ、CSR基本方針、特集：価値創造の成果、CSR活動、環境への取組み	
IRに関する部署(担当者)の設置	＜1＞IR担当部署名・・・コーポレート部門 広報・IR担当 ＜2＞IR担当役員・・・常務執行役 コーポレート部門管掌 ＜3＞IR事務連絡責任者・・・コーポレート部門 広報・IR担当部長	
その他	建設的な対話の促進 株主との対話は、IR担当部門執行役が担います。株主・投資家のみなさまからの建設的な対話の申し入れには、趣旨や目的を思議し、代表執行役社長、各事業部門の担当執行役、または社外取締役が対応します。IR担当部門は社内の関係部門と綿密な連携を取り、株主との対話に臨みます。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループにおけるCSR活動の組織的かつ円滑な推進を目的として、「CSR推進規程」を定めております。本規程において「CSR」とは、経営理念の具現化を目指し、経営全般における企業活動を通じてステークホルダー(利害関係者)の信頼と満足を得ることにより、当社グループ全体の企業価値を高めるための活動をいいます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成17年3月より、CSR委員会を新設し、当社グループのCSR(企業の社会的責任)を統括する機関として位置づけるとともに、CS担当部門、ダイバーシティ推進委員会及びリスクマネジメント委員会と連携して全社的なCSR活動を推進しております。主な活動としては、＜1＞パルコ各店舗での地域社会貢献活動への取組み推進 ＜2＞パルコ各店舗での各種設備機器の省電力型への更新や、ごみの分別処理の徹底、軽量化の推進、リサイクル活動への取組みなど、環境活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令や適時開示規則等に則り、迅速かつ適切な情報開示をいたします。
その他	当社では、2005年11月から「パルコ・ウィメンズ・ネットワーク」として、「女性社員の活躍推進」を通じ「多様な人材活用・育成」につなげ、企業価値の向上を目指すプロジェクトをスタートいたしました。2011年よりこれを「ダイバーシティ推進プロジェクト」、2014年からは「ダイバーシティ推進委員会」へ改組し、全社員(男女・役職問わず)の意識改革を図るための方策や、社員のキャリアアップのために必要な提言など、多様な見地での活動を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムについての基本的な考え方 >

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産の保全等において、当社及び当社グループの業務の適正を確保する体制を定め、もって企業価値の向上に努めております。

< 内部統制システムについての整備状況 >

当社は、会社法に基づく内部統制システムの基本方針として、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制」(会社法第416条第1項第1号ホ、会社法施行規則第112条第2項第1号～第5号)及び「監査委員会の職務遂行のため必要な事項」(会社法第416条第1項第1号ロ、会社法施行規則第112条第1項第1号～第7号)を定めており、併せて、業務執行における諸規程の整備を実施いたしております。

内部統制システムに関する具体的整備状況は以下の通りであります。

「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」

1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令等を遵守し、公正かつ透明性の高い企業活動を行うため、コンプライアンスに関する基本理念及び行動規範を制定するとともに、執行役及び使用人の法令違反行為等に対する予防措置、対処方法、是正手段などを定めたコンプライアンス規程を制定しております。また、コンプライアンス体制整備の一環として、全社員が遵守し実践すべき「コンプライアンス基本理念」、「行動規範」を制定しているほか、「行動指針」を事務所に掲示したり、コンプライアンス活動の指針を盛り込んだ「パルコ社員ハンドブック」を全役員・全社員に配布するなど社内啓蒙活動を進めております。
- (2) コンプライアンスに関する基本理念等の徹底及び法令等に関する正しい知識を付与するため、必要に応じ研修を実施しております。
- (3) コンプライアンスの全社的整備等は総務担当部門が行い、各部門は所管業務に係るコンプライアンス管理を行っております。
- (4) コンプライアンス経営の強化を図るため、法令等違反行為に関する通報の適正な処理の仕組みを定める当社グループ社内通報制度を設けております。同制度では、通報窓口第三者機関を利用するなど、法令違反行為等に関する適正な通報処理の体制をとっております。
- (5) 財務担当部門は財務報告に係る内部統制体制の整備を行い、内部監査部門はその評価を行っております。当社は全社的コンプライアンス体制の管理・運用を進めております。
- (6) 反社会的勢力への対応を所管する部門を総務担当部門と定め、不当要求等には外部関連機関とも連携して、毅然として対応してまいります。
- (7) 内部監査部門は、各部門が実施するコンプライアンス管理の実施状況・効率性を監査しております。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、執行役等の職務執行状況に関する情報(以下、「文書等」といいます。)の適正な処理を行い、文書等の取扱いに起因するリスクの防止を図るため、文書等の作成、保存及び管理について定める文書管理規程を制定しております。
- (2) 執行役は、次に該当する文書等を保管・保存し、取締役、監査委員等からの閲覧要請に備えております。
<1>業務執行(意思決定)に係る稟議・決裁書類及び資料等
<2>第三者(弁護士など)の意見付記、または甲乙両論併記(慎重協議)などの証跡を残す資料等
- (3) 前(2)の文書等は執行役自身の作成によるもの、及び業務担当者等の作成によるものを含みます。
- (4) 内部監査部門は、文書等の保存・管理状況の監査を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社におけるリスクを未然に防止し、また、危機が発生した場合の経営被害を最小限に食い止めるため、リスクの把握、未然防止手続き、リスク管理、発生リスクへの対処法、是正手段等を定めたリスクマネジメント規程その他必要な規程を制定しております。
- (2) 諸リスクの横断的監視ならびに全社的対応と総指揮を行う組織としてリスクマネジメント委員会を設置しております。リスクマネジメント委員会は委員長を専務執行役関連事業部門管掌とし、事務局を総務担当部門に設置しております。
- (3) リスクマネジメントを含むCSR活動を統括し効率的に推進するため、CSR委員会を設置しております。CSR委員会は委員長を常務執行役コーポレート部門管掌とし、事務局をCSR業務管掌部門に設置しております。
- (4) CSR委員会とリスクマネジメント委員会は、必要に応じて連携を図り、迅速かつ効率的な活動を行っております。
- (5) リスク管理意識の維持と確立を図るため、必要に応じ研修を実施しております。
- (6) 各部門は、所管業務に係る諸リスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等・リスク管理体制の有効性を検証しております。
- (7) 内部監査部門は、リスク管理体制の全社的整備状況、及び運用状況を監査しております。

4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役の職務執行の適正性及び効率性を確保するため、職務権限、執行責任者、執行手続等を定めた業務分掌規程及び決裁権限規程を制定しております。
- (2) 執行役は、効率経営の確保にむけて、業務の合理化、電子化、迅速化等につき継続検討しております。
- (3) 内部監査部門は、上記(1)の規程の運用状況を監査しております。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、法令等に基づき、当社グループ各社の規模・事業特性を勘案し、関係会社管理規程を制定するとともに、当社グループにおける内部統制システムを構築・運用しております。

<1>リスク管理体制

<2>コンプライアンス体制

<3>財務報告に関する信頼性を確保する体制

<4>その他業務の効率性を確保する体制

- (2) 当社は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制として、定期的及び必要に応じ、次の横断的会議体を通じて、当社グループにおける情報の共有・意見交換等に努めております。

- <1>グループ経営者会議
- <2>グループ共通業務部門会議
- <3>グループ監査報告会
- <4>その他グループ横断的会議

(3) 当社から当社グループ会社に派遣された取締役及び監査役は、当該会社の業務執行等を監督・監視しております。

(4) 内部監査部門は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を監査しております。

(5) 当社は上場企業として独立した立場で経営の意思決定を行っております。ただし、当社グループの重要な経営情報については、必要に応じて親会社に提供し、一定の重要事項については親会社との間で協議を行い、その情報を共有しております。また、当社は、事業運営上のリスク案件及び大規模な地震、火災、事故等の有事の発生状況について親会社に報告いたします。

「監査委員会の職務遂行のため必要な事項」

1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 監査・指名・報酬の各委員会に係る職務を補助する合同組織として「委員会事務局」を設置しております。
- (2) 委員会事務局には事務局長及び職員(以下、「事務局スタッフ」といいます。)を配置し、その業務は監査・指名・報酬の各委員会が定める各「委員会事務局要項」に定めております。
- (3) 取締役会は、監査委員会の職務を補助する取締役(以下、「監査委員会担当取締役」といいます。)の要否及び権限等を検討いたします。

2. 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査委員会担当取締役及び委員会事務局スタッフについては、経営執行部門からの独立性を確保し、もっぱら監査委員会の指揮命令に従わなければなりません。
- (2) 委員会事務局スタッフの人事異動は、三委員会議長の事前了承事項としております。
- (3) 委員会事務局スタッフの人事評価・役割グレード等報酬に係る事項は、三委員会議長の事前了承事項(三委員会議長が協議評定し、経営執行部門に通知)としております。

3. 監査委員会等への報告に関する体制

- (1) 執行役ならびに使用人(以下、「執行役等」といいます。)は、監査委員会又は監査委員に次の事項を報告することとしております。
 - <1>執行役等の法令・定款違反行為
 - <2>会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - <3>社内通報規程に基づく通報内容
 - <4>その他重要な事項
- (2) 執行役等は、監査委員会からの要請等必要に応じて、監査委員会に報告いたします。
- (3) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人は、法令・定款違反行為等を発見した場合は、社内通報制度を利用し、監査委員会議長に報告いたします。
- (4) 内部監査部門及び子会社監査役は、監査委員会及び監査委員に、監査の方法・結果等に関し定期的に説明・報告をするほか、情報・意見交換など緊密な連携を行っております。

4. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社又は子会社は、前号の報告及び当社グループ共通の社内通報制度により通報者が通報を行ったことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも行いません。

5. 監査委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務執行に係る費用を請求したときは、会社は当該請求に係る費用又は債務が職務執行に必要なことを証明した場合を除き、その費用を負担いたします。

6. 監査委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会は、年間監査計画及び必要に応じ、執行役等・内部監査部門・子会社監査役・会計監査人からの報告を求め、効率的かつ効果的な監査を行い、監査結果等については、取締役会に報告いたします。
- (2) 監査委員会は、必要に応じて次の職務を行う監査委員を選定いたします。
 - <1>経営会議等重要会議への出席による、経営執行意思決定の過程及び業務執行状況の把握
 - <2>執行役等からの職務執行に関する事項及び子会社からの事業の報告聴取、子会社を含む会社の業務・財産の状況の調査
 - <3>特定執行役からの計算関係書類・事業報告等及び会計監査人からの会計監査報告内容通知の受領
- (3) 監査委員会は、必要に応じて、職務遂行上の調査を内部監査部門に委嘱いたします。
- (4) 監査委員会は、必要に応じて、弁護士・会計士等社外の専門家等に意見を求め、その実効性を担保いたします。

<財務報告に係る内部統制システムの2018年度の運用状況>

財務報告に係る内部統制の評価については、グループ監査室が実施いたしました。今後も、当社グループの内部統制の有効性を評価し、改善を促進してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、「コンプライアンス基本理念」において、当社の全役員、全社員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした対応をし、その要求には一切応じないことを、行動規範のひとつとして定めております。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

- ・反社会的勢力への対応を所管する部門を総務担当部門と定め、不当要求等には 外部関連機関とも連携して、毅然として対応してまいります。
- ・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等に加盟し、関連情報の早期収集に努めるとともに、所轄警察署や顧問弁護士との連携強化を図り、不測の事態に備えております。
- ・事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行ってまいります。
- ・「コンプライアンス基本理念」の中で反社会的勢力への対応に関する行動規範を定めております。また、この基本理念は、当社ホームページ及び社員ハンドブックにも掲載し、社内外に宣言いたしております。
- ・社内通報制度を定め、組織的・個人的な不正行為等の早期発見・是正のために適正な通報処理の体制をとっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

・会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

< 基本方針の内容の概要 >

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う当社株式の買付提案がなされた場合、その可否の判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。すなわち、当社株式について大規模買付行為がなされた場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための適切かつ十分な情報提供がなされないものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の主な源泉は、ショッピングセンター「PARCO」の運営によって培った商業施設のトータルプロデュース力であると考えます。そして、それを支えるのは、これまでの商業施設の開発・保有・運営や個性ある様々な専門店やサービスの展開によって蓄積されたノウハウとそれを活かす人材、コーポレートブランドやストアブランド、及び多数のテナント・取引先・出店先の地域コミュニティなどとの緊密なリレーションであると考えます。

したがって、当社の経営において、ショッピングセンターの開発・保有・運営という事業の実態、顧客・取引先・従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来享受しうる企業価値・株主共同の利益を適切に実現することはできないものと考えております。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為や買付提案がなされる場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守る必要があると考えております。

< 基本方針実現のための取り組み >

2014年度に掲げた当社グループの長期ビジョン【都市マーケットで活躍する企業集団】

『都市の24時間をデザインするパイオニア集団』『都市の成熟をクリエイトする刺激創造集団』の達成に向けて、3つの事業戦略「主要都市部の深耕」「コアターゲット拡大」「独自の先行的ICT活用」に基づく2017年度～2021年度にかけての中期経営計画を策定しました。

< 中期経営計画骨子 >

都市生活を楽しまない消費者、都市で活躍する事業主の多様化するニーズに対し、店舗事業を含めたグループ全事業を通じて、「心の豊かさ」「新しい刺激」「充足感」など当社独自の価値提供による「都市成熟への貢献」を行います。

その実現に向け事業ブラッシュアップ・事業領域拡大により、当社グループの存在価値向上＝事業ポートフォリオ変革を実現します。

< 中期経営計画実現に向けた「3つの戦術」 >

第1戦術 ストアブランド進化

第2戦術 商業不動産プロデュース推進

第3戦術 ソフトコンテンツ拡大

< 3つの戦術推進に向けた「4つの方向性」 >

() パルコ固有のノウハウ・能力を活用した「商業不動産事業・ソフト型事業」へのドメイン拡大

() 経営資源の選択と集中による事業効率向上～コンパクトで収益性の高い企業集団

() 都市生活者/事業主の多様化するニーズを捉えた「独自の提供価値」の拡大

() 社会的存在意義拡大に向けた企業風土の発展

当社グループの中期経営計画の詳細につきましては、インターネット上の当社Webサイトに掲載しております。

(パルコグループ 中期経営計画(2017 - 2021年度) <http://www.parco.co.jp/ir/plan/>)

当社としては、このような企業価値向上に向けた取り組みが株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーの利益に繋がると確信しております。

また、指名委員会等設置会社としての適切なコーポレートガバナンス体制のもと、業務執行の迅速化と経営の透明性の一層の向上に取り組んできたほか、業務執行上の法令遵守、効率性等を担保するため、グループ監査室を設置するなど内部監査機能の充実に努めております。

「基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み」

当社は、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための適切かつ十分な情報提供がなされ、あわせて当社取締役会の意見等の情報が開示されて、検討のための時間が確保されるよう努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じて参ります。

< 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由 >

当社の取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な中長期的経営戦略に基づいて策定されたものであり、また、基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組みも、当社の取締役等の地位の維持を目的としたものではなく、かつ、企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものです。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況 >

当社では経理部が東京証券取引所に対する情報開示窓口としての役割を担っており、情報開示が必要な事象の発生、意思の決定等があった場合情報開示をしています。

社内の情報収集およびコーポレートガバナンスの体制としましては以下のような組織・体制が機能しております。

1. 指名委員会等設置会社である当社は、取締役会は経営の基本方針の決定、取締役および執行役の職務執行機能の監督を行い、執行役は取締役会の決定した基本方針に従い具体的な職務の決定・執行を行っています。
2. 監査委員会・指名委員会・報酬委員会の3委員会が設置されております。現在、取締役6名のうち3名は社外取締役で構成されており、特に監査委員会は社外取締役3名のみの構成となっております。また、指名委員会・報酬委員会についても、それぞれの委員会は4名で構成され、議長は社外取締役が務め、社内取締役が委員として指名委員会・報酬委員会にそれぞれ1名が参加しております。
3. 3委員会の活動を補佐するため委員会事務局を設置し、委員会事務局に専従スタッフを配置しております。
4. グループ監査室が監査委員会の求めた指示により適時監査委員会の職務遂行の補助を行っています。
5. 毎週、役付執行役、財務部、経理部、事務統括部担当執行役、人事部、総務・法務部担当執行役、グループ監査室担当執行役および議案上程部門・関連部門の執行役で「経営会議」を開催し職務遂行上の重要事項の意思決定を行うとともに、報告すべき事項があれば報告を行っています。
6. 取締役会を毎月開催し、各委員会報告等を行うとともに取締役会決議事項の審議を行っています。
7. 「コンプライアンス基本理念」「行動規範」および「社内通報制度」を定め、これを徹底するためにハンドブックを作成し全社員に配布しております。
8. グループ各社の情報を把握するため、国内子会社は当社執行役が当該子会社の取締役および監査役に就任し各社取締役会へ出席するとともに、グループ会社の社長が出席する会議を毎月開催し各社の状況を確認しております。また海外子会社についても当社執行役が当該海外子会社の取締役に就任しております。

